

2018年4月県外視察 報告書

2018年6月5日 日本共産党神奈川県議会議員団

(報告責任者：県議会議員 加藤 なを子)

【1】視察概要および報告担当者

| 日程 | 視察対象 | 視察の目的・テーマ | 視察時間 | 所要時間 | 報告者 (県議) |
|--------------|-----------------|---|-------------|------|-------------|
| 4月25日 (水) | 1 兵庫県庁 | 1) 県営住宅明舞団地(学生シェアハウス等) | 13:30~14:10 | 1.5h | 藤井克彦 |
| | | 2) 住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例 | 14:20~14:50 | | 君嶋千佳子 |
| | 2 明舞団地(明舞南県営住宅) | ■現地自治会長からの聞き取り(学生シェアハウスの利用状況、学生の定着率、自治会活動・地域活動への参加状況、この事業への地元の受け止め、明舞まちづくり計画と住民主体の取り組み、兵庫県への要望など) | 15:30~17:00 | 1.5h | 藤井克彦 |
| 4月26日 (木) | 3 岡山県立図書館 | ■入館者数・貸出冊数・購入冊数など都道府県立図書館では全国一位、その取り組み概要(6部門20人の専門員配置、自動化書庫、多目的用途など) | 10:00~11:00 | 1.0h | 大山奈々子 |
| | 4 (株)石井事務機センター | ■テレワークを中心とした就労環境 | 13:30~14:30 | 1.0h | 木佐木忠晶 |
| 4月27日 (金) | 5 滋賀県野洲市役所 | ■生活困窮者支援事業・くらし支えあい条例・債権管理条例等 | 10:00~12:00 | 2.0h | 井坂新哉 |

【2】視察報告

《1》 兵庫県庁県の県営住宅を活用した学生シェアハウスの取り組み

報告者 県議会議員 藤井 克彦

4月25日(水)、兵庫県の明舞団地における県営住宅を活用した学生シェアハウスの取り組みを視察した。兵庫県庁で担当部局から説明を受けた後、学生シェアハウスに取り組んでいる明舞団地内の県営住宅「明石舞子」団地を訪問し、住民からもお話を伺った。

[A] 兵庫県庁で担当課から説明を聴き、質疑

[兵庫県側出席者]

- 兵庫県県土整備部住宅建築局公営住宅課 団地再生参事 加納恵子 様
- 兵庫県県土整備部住宅建築局住宅政策課
住宅政策班明舞団地再生担当 主幹 清水智子 様
- 兵庫県議会事務局調査課 副課長兼図書・広報班長 柴田隆弘 様

(1) 明舞団地全体について

明舞団地は神戸市垂水区と明石市にまたがり、面積約197 ㍍²・11,219戸・20,513人(H27国調)・10,086世帯という大きな団地で、兵庫県と兵庫県住宅供給公社が施行した開発事業で形成された。現在は県営住宅、公社住宅(分譲・賃貸)、UR都市機構住宅(賃貸)、戸建て住宅が存在している。

明舞団地の人口は1975年の37,477人をピークに、2015年は20,513人とピーク時の54.7%に減少している。また高齢化(65歳以上)率は、2015年には41.6%(兵庫県平均27.1%)になっている。

兵庫県は、明舞団地の再生を県下のニュータウンで進行する「オールドニュータウン問題」への対応モデルとして位置づけ、明舞団地再生計画および明舞団地まちづくり計画を策定して取り組んできた。明舞団地は、千里ニュータウンと並んで全国的に有名な団地であり、兵庫県も力を入れているようである。

学生シェアハウスの取り組みは、そのなかのコミュニティ再生支援として、「高齢者の暮らしの向上」「若年子育て世帯の入居促進」を図るものである。

(2) 学生シェアハウスの取り組み

【経過と制度の仕組み】

兵庫県の神戸市垂水区と明石市にまたがる明舞団地のなかの県営団地 {明石舞子北住宅(神戸市垂水区) および明石舞子南住宅(明石市)} において、公営住宅の目的外利用としてコミュニティ活動への参加等を条件に学生の入居を募集する、学生シェアハウスの取り組みを進めている。

住民が高齢化し、コミュニティ機能が低下するなかで、団地自治会の会長さんが団地の活性化へと提案したことが発端。兵庫県がそれを受けとめて政策化し、内閣府が地域再生事業として認定して実現し、2011年度にスタートした。地域再生事業としての認定は5年間という期限付きで、既に1回更新して現在に至っている。

更新の時には、「通常の県営住宅への入居を妨げない限りで」という条件で認可を受けられたとのこと。また高齢者が1階2階への住み替えを進めるので4階5階が空き部屋になり、老朽化も進行して募集しても応募がない、という状況であれば、空いているくらいなら学生に入ってもらう方が有効、という意味のようである。

ただ、団地の建替が進めば新しい住戸には応募者が多くなることも想定され、そうすると「通常の県営住宅への入居を妨げない限りで」という条件をクリアすることが難しくなることも懸念される。公営住宅において学生シェアハウスの取り組みを本格的に展開していくためには、やはり法改正など制度的対応が必要になるのではないだろうか。

学生の応募要件は次の2点。

①大学生で次のいずれかの活動を実施する者

- ・「明舞まちなカラボ」(※)による明舞団地内での地域活動への参加
- ・NPO等による明舞団地内での地域活動への参加
- ・明舞団地をテーマとした卒業論文、修士論文、博士論文のいずれかの執筆
- ・まちづくりに興味があり自治会活動等へ幅広く参加

※「明舞まちなカラボ」=大学等の研究機関によるまちづくり・福祉など、団地再生に資する実践的な調査研究の場であり、明舞まちづくり交流拠点内に設置

②県営住宅自治会へ参加し自治会長と連携のうえコミュニティ活動への寄与ができる者

2018年6月末入居の入居者募集要項によれば、家賃は10,400円/月~25,000円/月で、共益費は数百円程度/月、敷金は3ヶ月分。間取りは2UK(37.4㎡)、2K(35.87㎡)などとなっている。

【実施状況等】

2011年度からの新規入居の実績は

| | |
|--------|--------|
| 2011年度 | 3名（2戸） |
| 2012年度 | 2名（2戸） |
| 2013年度 | 2名（2戸） |
| 2014年度 | 2名（2戸） |
| 2015年度 | 6名（6戸） |
| 2016年度 | 1名（1名） |
| 2017年度 | 3名（3戸） |



【兵庫県庁で担当課の説明を受ける県議団】

ほとんどの学生が、大学卒業まで居住を続けるとのこと。最大13名の大学生が住んでいたこともあったとのことで、2018年4月1日時点での学生入居者は5名（5戸）とのこと。

募集は年3回行って、それに対する学生の応募・入居が上記のとおり（応募当選確率は100%！）。県営住宅の側としては、もっと多くの学生が入居してほしいが、それに応える学生は多くない、という結果にも見える。

団地の所在地は、鉄道駅に近いわけではないが、団地の近隣には神戸学院大学、兵庫県立大学などがあり、神戸学院大学には総合リハビリテーション科があることから、バリアフリーや介護などに関心を持つ学生も少なくないと思われる。学生シェアハウスに取り組むうえでの明舞団地の立地条件は、決して悪くはないといえるのではないだろうか。

【B】明舞団地で住民の方々と懇談

【住民側出席者】

- 地元団地居住者 2名
- 元明石市議 澤井清美さん
- 兵庫県議（明舞団地出身） 入江次郎さん

県営住宅への学生の入居を提案した自治会長さんにお会いすることができ、お話を伺うことができた。

「団地の住民は、若い人が居ることにビックリする。若い人が居るだけで、挨拶してくれるだけで、とても喜んでいる。パソコンで情報を集めてくれたり、買い物をしてくれたり、とても助かっている。」「地域の行事を手伝ってもらなかで、企画や公演など、若い人の力の大きさを実感している」など、お話を伺うことができた。

学生が入替わっていくなかで、部屋の冷蔵庫等の備品が後の入居学生に引き継がれていくこともあるという。

また、たまたま団地内を歩いているところに、就職活動から帰ってきた学生居住者の方とバッタリ遭遇し、自治会長さんが「この子だよ、この子だよ」と紹介してくださり、「安くて広い部屋に入れて、学生仲間の溜まり場になっている」「住みやすく満足している」など直接お話を聴くことができた。



【団地内の会議室で団地居住者と懇談】

棟最上階の2部屋部分



【学生シェアハウス】

[C] まとめ

神奈川県は、県営住宅においても、老朽化が進むなかで空き室が増える傾向にあり、高齢化も進んでいる。そうしたなかで学生シェアハウスの取り組みは、学生に低廉な家賃で住居を提供することで学生生活を支援するとともに、高齢化が進んだ団地住民の生活を支援し活力を与えるなど、有意義な取り組みであることは間違いない。駅や大学との距離などの立地条件を勘案しつつ、神奈川県としても具体化を検討する価値は十分にあると考える。神奈川県の住宅政策、若者支援や高齢者支援の施策の今後の展開を考えるうえで、兵庫県の県営住宅における学生シェアハウスの取り組みは大変参考になった。

現在の公営住宅制度のなかでは、「目的外利用」という制約があるので、若者への居住支援の充実強化という視点から、公営住宅政策全体についての検討も求められていると考える。



[学生シェアハウス居住者の方を囲んで]

《2》 兵庫県の民泊に関わる条例について

報告者 県議会議員 君嶋 千佳子

(1) 視察目的

兵庫県は、「住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」を制定しています。いわゆる民泊を行う際の制限としては、全国で最も厳しいといわれています。

私は、神奈川県の民泊に係る条例について、規制が不十分であるとして委員会でも取り上げています。

今後に向け、兵庫県条例の内容及びその背景について学ぶことを目的としました。

(2) 視察内容

兵庫県条例の特徴の第一は、学校・幼稚園・保育所・社会教育施設の周辺100m、住居専用地域、景観地区については、1年を通じ民泊不可としていることです。

第二は、事業者の責務として、設備基準を設けることと周辺住民への説明を行うことを求めている点です。

第三は、適正運営の確保を義務付け、適正な運営が確保されていない時は住民の知事への申し出を可能にしていることです。

神奈川県では、通年の制限を認めていません。住居専用地域等の広くくくりでの制限は、私の質問により「合理的な理由が認められれば、広範な地域を一括して制限対象とすることもある」としましたが、やはり限定的です。また、周知義務や設備基準も設けていません。

「法の水準を超えた条例を可能とした要因は、何か」と問うと、「生活している人の暮らしを第一に考えた結果」と兵庫県の姿勢が示されました。

法との兼ね合いについても、「法は趣旨を踏まえることを求めているが、制限を不可としている訳ではない」との認識の下に、県下自治体の意向を尊重したとのことでした。

これらの認識を基に、市町村とのやりとりを10月から行い、市町村の実情と意向を可能な限り尊重したとのことでした。

(3) 所感

条例は、民泊の実態を踏まえ、住民の生活を守るために必要な内容を備えていると思います。

またそれを可能としたのが、「住民の生活第一」という基本姿勢です。自治体として堅持すべき姿勢であると思います。

神奈川県においても、引き続き市町村の意向を尊重しながら、住民の生活を保障する内容を条例に求めていきたいと思います。

《 3 》 岡山県立図書館

報告者 県議会議員 大山 奈々子

(1) 視察目的

岡山県立図書館は、指定管理者による運営と聞いていました。「経費節減と行政サービス向上」を目的にした指定管理者制度の場合、そこかしこで労働条件の悪化や利用料金の引き上げという例が見られ、この制度は大変な問題があると考えています。

岡山県立図書館は清掃と警備の部分のみを指定管理者に委託し、図書館業務の根幹にかかわる選書やレファレンスなどは、県が直営で行っています。その実態を視察しました。

(2) 視察内容

岡山県立図書館は、2004年に閉校した中学校を利用して建設されました。交通の便もよく、県庁の真向かい、城跡の中に存在する大きな図書館です。正面には地元岡山の陶芸作品、備前焼の陶板が飾られ、一階のカフェからはお濠が見えます。

太陽光や雨水などの自然エネルギーを利用しているということです。

運営の基本的考え方が、○県民に開かれた図書館 ○県域の中核としての図書館 ○調査・研究センターとしての図書館 ○メディアセンターとしての図書館 ○資料保存センターとしての図書館と、四本柱があります。

館長さん、副館長さんとの懇談では、「図書館の図書館」と語っておられました。市立にない蔵書をそろえるという意味、市の司書さんに対する講習を行うような専門性を有する司書さんたちがいるということ、などなど。



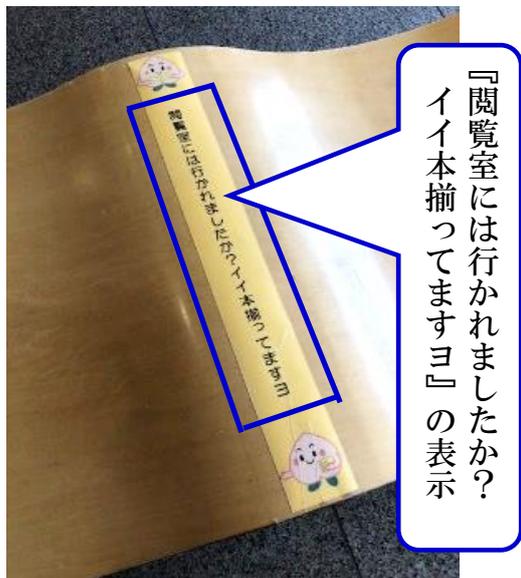
[岡山県立図書館正面]



[岡山県立図書館外観]

岡山県内にはこの十年で10館以上図書館が誕生しているといいますが、この県立図書館があってこそです。

★★ 各所にユニバーサルデザインが… ★★



[休憩している人を閲覧室に誘う仕組み]



[対面朗読室]

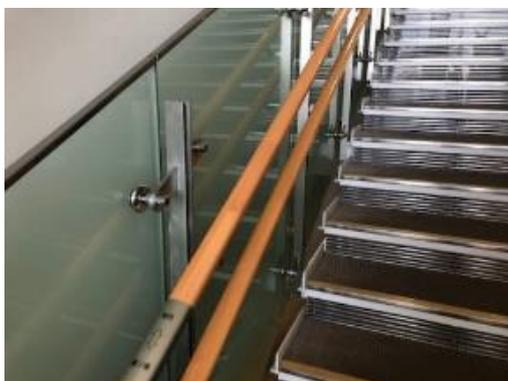


[車いす用テーブルと拡大読書器]

★★ 多言語書籍も充実 ★★



[多言語書籍]



[県の障害福祉課と相談して作ったという楕円形の二段の手摺]



[図書検索システム]



[長いリファレンスカウンター]

1年間に発行される図書の7割を、一冊ずつそろえておられるといます。人気の書籍を複数冊購入する市町立図書館との違いです。児童書はなんと100%購入です。うらやましい。全国屈指の230万冊の収容能力を誇ります。

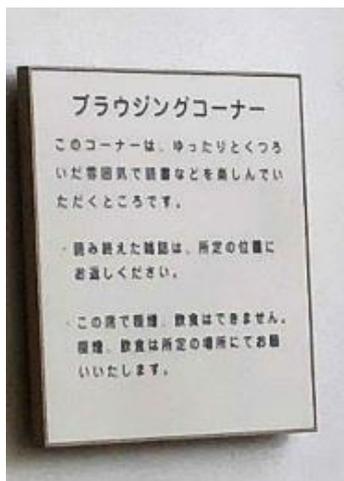
2015年には貸出冊数は148万冊、来館者数も年間百万人を超えています。ただ、資料代が減り続け、2020年にいっぱいになるといわれた収蔵量が、幸か不幸かいっぱいになるのはもっと先になりそうだったということでした。

その秘訣は交通の至便性、定数通りの司書に加え、県教委に理解があつて、司書資格を持つ職員をさらに22人、計111人ものスタッフをそろえ、リクエストに敏速に細やかに応える体制にあるのではということでした。

図書館内を見せていただくと、書架の高さが比較的低いこと、天井が高いこと、そこに座りやすいベンチがあること、禁止事項の張り紙がないこと、通路が広いことなどなど解放感あふれる構造で、遠くの緑の庭園とその向こうの空を見渡せる快適空間でした。

また、図書館には概して「ゆっくり本を読んでいってください」的な掲示は無いものです。ですから、ラウンジコーナーの掲示は感動でした。

県立高校の図書委員会に棚を開放し、様々な企画展示を行っているという心憎さにも感動しました。



[ラウンジコーナーの掲示]



[高速で(2~3分!)図書を探して持ってくる機械]



[県立高校に開放している棚]



[自動化書庫システム(Auto Lib)のラックとコンテナ
(収容冊数 421,000 冊)]

(3) 所感

岡山県では、知事も議会も図書館に理解があるとのことでした。司書の配置や資料費を充実させることは、質の高い図書館機能の維持に欠かせないことだと実感しました。

神奈川県でも県直営で業務にあたり、県民の財産である図書館が利用しやすい県立図書館にリニューアルされるよう提案し、また、県立図書館のあり方も含めて、今回の岡山図書館の優れた機能を参考にして、求めていきたいと思いました。

なお、県民のための仕事に誇りをもって励まれている職員さんたちは、キラキラと輝いて見えました。この日の視察を本県図書館行政に活かせる日を迎えたいと思います。

《 4 》 株式会社石井事務機センター（テレワーク）

[所在地] 岡山県岡山市南区福浜町 15-10

報告者 県議会議員 木佐木 忠晶

（1）視察目的

全国一通勤時間が長いといわれる神奈川県において、政府が生産性の高い働き方を実現するとともに、企業の東京への一極集中を防ぎ、交通混雑を緩和する手法として推進しているテレワークですが、2016年時点で、国内でテレワークを導入したり、試したりしたことのある企業は13.3%にとどまっています。

そこで、テレワークが実際どのようなメリット、デメリットをもたらしているのか、岡山県にある全国でも評価の高い株式会社石井事務機センターで取り組みを伺いました。

（2）視察内容

石井事務機センターは、「子育てと仕事の両立に悩む社員に対して、会社としてもできることをしていかなければ」と考えたことが導入のきっかけのことでした。

周りの社員にしわ寄せが行くことで分かっている、子どもの対応でどうしても仕事に穴を空けざるを得ず、不満が募り、結局は子育てのために辞めざるを得ないような雰囲気があったそうです。

そこで、社内の仕事を見直し、職場でないとできない仕事、自宅や外回り先であってもできる仕事と振り分けることで、テレワークを可能にしています。

業務の処理効率は、在宅の方が職場よりも高いことが社内のデータからも実証されたとのこと。自宅にいると「仕事をしていないと思われたくない」という意識が高くなり、仕事を多くやる傾向があるそうです。

会社の社員は若い人が多いが、中高年の人もいて、「テレワークなど自分はやらない」という人もおり、そうした社員本人の意向は尊重されています。テレワークを押しつけることはしておらず、それぞれが働き方に応じた利用の仕方をしていることが印象的でした。

その他にも、一定時間以降は電子情報にアクセスできなくすることで残業を抑制したり、在宅時でも仕事中はテレビカメラで常時つながれていることで、即座に相談することができるような工夫もされていました。

（3）所感

視察を通じて、テレワークは一方的に労働強化を強いるために導入されたものではなく、経営の転換や従業員が働き続けることをサポートしたいということから始めたためか、みんな前向きに受け止めている印象を受けました。業務の分別や働きやすい環境を選択する

ことで、業務への目的意識が向上し、より能率的な仕事の仕方が可能となるのではないかと考えられます。

広報の方から語られたのは、会社の規模、業種など様々な要因で取り組み方も千差万別ということでした。そうであれば、労働強化になるかどうかは経営者の意思・判断によるところが大きいと思われ、仕事以外での人間関係を深めること、組合活動を通じた労働者の権利確保がどうなるのかなどの懸念は、現状ではぬぐうことはできませんでした。

個別の環境に適した働き方を模索すると同時に、労働者が健康に働き続けられるように、しっかりとした基準を国や自治体が持つことが必要であると思います。

[株式会社石井事務機センター社内で広報担当者から説明を受ける県議団]



《 5 》 野洲市役所

報告者 県議会議員 井坂 新哉

[1] 視察目的

生活困窮者支援事業、くらし支えあい条例、債権管理条例の制定について

[2] 視察内容について

① 生活困窮者支援事業の概要説明

- ・ 業務内容としては、市民相談、消費生活相談、法律相談、税務相談、行政相談、地域に法律を届ける仕組みづくり事業、やすワーク、生活困窮相談(生活困窮者自立支援法に基づくもの・自立相談、家計相談支援、学習支援)などです。
- ・ 生活困窮者支援事業については、現在市民生活相談課を設置し、市民相談を受け付けています。相談窓口は 1999 年の消費生活相談室を設置し、非常勤の消費生活相談員を 1 名配置の週 3 日間の開設でしたが、2001 年に週 5 日となり、2006 年に市民生活相談室を設置し、2007 年度には消費生活相談員が 2 名体制となりました。2013 年度に市民生活相談課になり、現在は課長 1 名、正規職員が 3 名、臨時職員 1 名、社会福祉協議会からの研修派遣 1 名、嘱託職員が 3 名と体制が強化され、市民の困りごとに応えています。
- ・ また、2008 年には多重債務対策連絡会、多重債務者包括的支援プロジェクト、パーソナル・サポート・サービスモデル事業、生活困窮者自立促進支援モデル事業などを実施してきました。
- ・ 支援事業と窓口の特徴ですが、まず、「生活困窮者」とは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのあるものをいう」「生活困窮者等」とは、「経済的困窮、地域社会からの孤立その他の生活上の諸課題を抱える市民」と定義し、その方たちが、「いつ」「どのようにして」「なぜ」生活困窮に陥るかの原因を取り除くことが大切と規定しています。
- ・ その上で、市役所が直接相談をうけることの大切さは、生活困窮者などは、高齢者福祉であったり、メンタルヘルスであったり、消費者トラブルであったりといくつかの困難を抱えているので、相談者はなかなか問題解決の糸口を見つけることができません。そこで市は、おせっかいが基本としてどんな相談でも対応できるネットワークづくりが必要になります。
- ・ そのことにより、1 つは生活困窮者の相談をワンストップで受け止められること、2 つは他の生活困窮の課題を発見できること、そして、それらの課題を各相談機能や担当課と一緒に解決に向けた相談、対応ができるようになります。このことが市民の生活困窮を解決するために大きな役割を果たすことになるということです。
- ・ このような体制になったのは、1999 年に消費生活相談員になった職員が、当時大き



[事業の概要を説明をする野並野洲市議]

な問題となっていたクレジットサラ金問題を解決したことが契機でした。さまざまな料金などを滞納していた方が、過払いの返還請求をしたことでその滞納が解消したことから、相談にのり、解決することが滞納対策につながることを実証され、市民にとっても市役所にとっても大変助かるという状況が生まれたことから、生活相談支援が市の役割として大切だという認識が広がったとのことでした。

② 暮らし支えあい条例の概要説明

- ・ 暮らし支えあい条例は、2016年に制定され、10月に施行されました。
- ・ この中では訪問販売登録制度の創設と運用、行政処分や行政指導などについて定めるとともに、見守り等の活動の強化・推進事業、三方よし経営推進事業の推進などを規定し、生活困窮者支援事業をさまざまな面から支える制度を作っているとのことでした。

③ 債権管理条例の概要説明

- ・ 債権管理条例については、2014年に制定されました。
- ・ 生活困窮者支援事業の中でも説明されたように、生活困窮者の多くが税や料金などの滞納の実態があり、滞納者への対応の基本となるものとして制定されました。
- ・ 条例の内容としては、他の都市の債権管理条例と大きく変わるところではないようですが、生活困窮者支援事業の精神が反映されているため、差し押さえなどの件数はとても少なくなっているとのことでした。

④ 質疑応答について

- ・ Q. 係りの方からの提案を市長はどう受け止めたか。
A. 現在は誇りに思っているのではないかと。税の取り立てで生活ができないのでは意味がないと述べている。
- ・ Q. 他の市民からの受け止めはどうだったか。
A. 生活困窮世帯以外にはあまり知られていないのではないかと。
- ・ Q. 生活再建ができているのか。
A. 就職や就労などには141件つながっているとのこと、進んでいるのではないかと。
- ・ Q. 社会福祉協議会の生活福祉資金の使われ方についてはどうなのか。なかなか使いづらいのではないかと。と思うがどうか。
A. 生活福祉資金については、2週間ぐらいで資金の借り入れができる。生活保護の支給までに1か月ぐらいかかるので、そこにつながるまでのつなぎ資金としての貸付となっている。
- ・ Q. 全国的に注目されるまで進んできたが、どうしてここまで行うことができたのか。その職員の力量なども含めてどうだったのか。



[野洲市議会会議室で質疑応答]

A. 大変力量がある職員。嘱託で働いていたが、常勤になってもらった。さらにいろいろな資格を持っていて、いろいろな制度をよく勉強し、情報収集もしている。他の職員からも信頼が厚い。

⑤ 所感

- 生活困窮世帯にとって、「市民生活相談課」として設置していることが非常に重要であると感じました。市町村を含め県も縦割り行政であるため、ひとりの課題を総合的に対応するためには職員配置をしなければできません。しかし、そこに課を作り職員を配置することがなかなかできないのが現状だと思います。しかし、そういった対応をすると市民や県民の行政に対する信頼度は非常に高くなりますし、市民の困難に行政が対応することは本来の仕事だと思います。
- 課題として、これらの事業について市民にあまり知られていないのではないかと挙げられていました。生活困窮で相談に来た方はこういった事業を喜ぶかもしれませんが、自分がその状況にならないこういった事業がわからないところがあると思います。住民にこれらの事業を知らせるとともに、この事業や体制を維持するための取り組みも必要かと感じました。
- 全国的にはまだまだ、この事業や体制が広がっている状況ではありません。貧困と格差が広がる中で、自治体の姿勢が他われていることを改めて感じました。



[市役所玄関前にて]

以上